

株式売渡請求に関する事前開示事項

（会社法第 179 条の 5 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 7 に掲げる事項）

2020 年10 月 23 日

日信工業株式会社

2020 年10 月23 日

長野県東御市加沢 801 番地
日信工業株式会社
代表取締役社長 川口 泰

株式売渡請求に関する事前開示事項
(会社法第 179 条の 5 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 7 に掲げる事項)

当社は、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 179 条第 1 項に規定する当社の特別支配株主である本田技研工業株式会社（以下「本田技研工業」といいます。）から、2020 年 10 月 8 日付で、会社法第 179 条第 1 項に基づき、当社の株主（但し、本田技研工業及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）の全員に対し、その所有する当社の普通株式（以下「当社株式」といい、本売渡株主が所有する当社株式を、以下「本売渡株式」といいます。）の全部を本田技研工業に売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）する旨の通知を受領し、2020 年 10 月 23 日開催の当社取締役会によって本株式売渡請求を承認する旨の決議をいたしました。

本株式売渡請求に関する会社法第 179 条の 5 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 7 に掲げる事項は以下のとおりです。

- 1．特別支配株主の名称及び住所（会社法第 179 条の 5 第 1 項第 1 号）
名称：本田技研工業株式会社
住所：東京都港区南青山二丁目 1 番 1 号
- 2．会社法第 179 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項（会社法第 179 条の 5 第 1 項第 2 号）
 - (1) 特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 1 号）
該当事項はありません。
 - (2) 本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 3 号）
本田技研工業は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本株式売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式 1 株につき 2,250 円の割合をもって金銭を割当交付します。
 - (3) 新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 4 号）
該当事項はありません。
 - (4) 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 5 号）
2020 年 11 月 13 日
 - (5) 本株式売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 1 号）
本田技研工業は、本株式売渡対価の全てを、本田技研工業が保有する現預金により支払うことを予定しております。本田技研工業は、公開買付届出書の添付書類として 2020 年 8 月

31 日時点の本田技研工業の残高証明書を提出しており、また、同日以降、本株式売渡対価の支払に支障を及ぼす事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識しておりません。

- (6) その他の本株式売渡請求に係る取引条件 (会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 2 号)

本株式売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付するものとします。但し、当該方法により本株式売渡対価の交付ができなかった本売渡株主については、当社の本店所在地にて、本田技研工業が指定した方法により、本株式売渡対価を交付するものとします。

- 3 . 本株式売渡対価の総額の相当性に関する事項及び本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項その他の会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定めに関する事項 (会社法第 179 条の 5 第 1 項第 4 号、会社法施行規則第 33 条の 7 第 1 号)

- (1) 本株式売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定めに関する事項

本株式売渡請求は、本基本契約(下記(注 1)において定義します。) に基づき、本統合(下記(注 1)において定義します。) に向けた一連の取引の一環として行われるものであり、本株式売渡対価は、本公開買付けにおける当社株式 1 株当たりの買付け等の価格 (以下「本公開買付け価格」といいます。) と同一の価格に設定されています。

当社は、当社が 2020 年 9 月 1 日付で公表いたしました「本田技研工業株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下「本意見表明プレスリリース」といいます。) の「 3 . 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、以下のとおり判断し、2020 年 9 月 1 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。なお、上記取締役会決議は、本意見表明プレスリリースの「 3 . 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

(注 1) 当社及び本田技研工業は、2019 年 10 月 30 日付プレスリリース「日立オートモティブシステムズ株式会社、株式会社ケーヒン、株式会社ショーワ及び日信工業株式会社の経営統合に関するお知らせ」(以下「本統合プレスリリース」といいます。) にてお知らせしておりますとおり、本田技研工業が当社、株式会社ケーヒン(以下「ケーヒン」といいます。) 及び株式会社ショーワ(以下「ショーワ」といいます。)、当社及びケーヒンと併せて、以下「本対象 3 社」といいます。) を本田技研工業の完全子会社とした上で、株式会社日立製作所(以下「日立製作所」といいます。) の完全子会社である日立オートモティブシステムズ株式会社(以下「日立オートモティブシステムズ」といいます。) を存続会社、本対象 3 社を消滅会社とする吸収合併(以下「本吸収合併」といいます。) を実施することにより、本統合プレスリリースに記載の経営統合(以下「本統合」といいます。) を行うことについて、2019 年 10 月 30 日(以下「本基本契約締結日」といいます。) 付で、当社、本田技研工業、日立オートモティブシステムズ、ケーヒン、ショーワ及び日立製作所との間で、本統合に関する基本契約(以下「本基本契約」といいます。) を締結いたしました。本基本契約の詳細は、本意見表明プレスリリースの「 3 . 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(7) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

当社は、2019 年 5 月下旬、本田技研工業からの本対象 3 社株式を公開買付け等の手続を

通じて本田技研工業が取得し、本対象3社を本田技研工業の完全子会社とした上で、日立オートモティブシステムズと本対象3社が日立オートモティブシステムズを存続会社とする吸収合併等の方法により統合し、統合の結果、本吸収合併後の存続会社（以下「本統合会社」といいます。）を議決権の66.6%を保有する日立製作所の連結子会社及び33.4%を保有する本田技研工業の持分法適用関連会社とすること等を内容とする初期的な提案を受け、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の各措置を講じた上で、第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーであるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社（以下「デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー」といいます。）から取得した株式価値算定報告書（以下「本株式価値算定報告書」といいます。）の内容、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、当社の株主を本田技研工業のみとするための一連の手続（以下「本完全子会社化取引」といい、本公開買付けと併せて、「本取引」といいます。）に関する提案を検討するために当社の諮問機関として2019年7月24日に設置された特別委員会（委員の構成その他の具体的な委嘱事項等については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 当社における特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）から2019年10月29日付で当社取締役会に対して提出された答申書（以下「2019年10月29日付答申書」といいます。）の内容を最大限に尊重しながら、本取引に関する諸条件について企業価値向上の観点から慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、当社としては、以下のとおり、本取引を含む本統合は当社の企業価値向上に資するものであるとの結論に至りました。

当社を取り巻く経営環境は、四輪車業界及び二輪車業界の動向に大きく影響を受けることとなります。近年、四輪車業界においては、先進国における販売台数が横ばいとなる中で、電動化技術や、安全運転支援システム・自動走行システム等を実現するための先進安全技術といった、完成車の開発に求められる次世代技術への対応を背景に、自動車部品に求められる機能は高度化・複雑化・多様化しており、従来の技術開発・商品開発のスピードと経営資源を大きく超える取り組みが必要となっていると考えております。また、これらの次世代技術領域においては、情報・システム技術をはじめとする、従来の二輪車、四輪車に対しては十分に活用されていなかった新しい技術が要求されることから、様々な異業種企業が進出するなど、競合他社の取り組みが加速しております。また、二輪車業界においては、アジアを中心とする新興国における需要が市場の成長を牽引していく中で、先進ブレーキの装着義務化が世界的な広がりを見せており、競争が激化する成長市場でのグローバルな競争に勝ち残るためには、多様化する市場のニーズにスピーディーに対応し、コスト競争力の高い製品をタイムリーに提供することが求められます。当社でもこのような新たな顧客ニーズや技術革新に対応するため、様々な研究開発を行っておりますが、当社単独の人的・物的資源では、対応が限定的とならざるを得ない状況であると認識しております。また、サプライヤー間でのグローバルな競争に勝ち残るためには、そうした当社単独では獲得が困難と考えられる競争力のある技術を早期に確立するとともに、機械部品等のコンベンショナルな技術領域における効率的な開発・生産体制を築き、高付加価値かつコスト競争力のある製品の供給を実現することが必要不可欠であると認識しております。

かかる状況下、当社が今後も持続的に成長を実現していくために、本田技研工業の完全子会社となること及び本統合を実現することにより、当社単独では対応が困難な上記の課題に対しても、柔軟かつ迅速な意思決定に基づく対応が可能となり、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」に記載されている以下の（ ）及び（ ）のシナジー効果の発現をより実効的に実現できると考えております。そして、その結果、当社を含む本田技研工業グループ（注2）として、事業の競争力及び収益基盤のさ

らなる強化が見込まれ、企業価値向上が可能になるものと考えております。

(注2) 本田技研工業グループは、2020年3月31日現在、本田技研工業、連結子会社357社及び本対象3社を含む持分法適用関連会社73社(本田技研工業と併せて、以下「本田技研工業グループ」といいます。)で構成されており、事業別には、二輪事業、四輪事業、金融サービス事業、ライフクリエーション事業及びその他の事業から構成されているとのことです。

() 開発・生産体制の効率化と次世代技術の開発強化

本対象3社と日立オートモティブシステムズの連携により、電動化技術、先進安全技術、車両制御技術といった、今後需要が広く見込まれる次世代技術領域での開発体制の強化が可能となると同時に、従来本田技研工業グループ単独で開発をせざるを得なかったシステム・ITの分野において日立オートモティブシステムズの技術の提供を受けることで、当社を含む本田技研工業グループとして開発投資の選択と集中を図ることが可能となり、当社を含む本田技研工業グループ全体として最適な経営資源の配分の実現を見込んでおります。また、本統合会社での開発・生産分野において、技術領域間、地域拠点間での相互補完を推進することで、より高付加価値でコスト競争力のある製品の供給が可能となるほか、本田技研工業をはじめとする完成車メーカーの需要増減に対して迅速かつ柔軟に対応できる供給体制の構築が可能となります。

() 本田技研工業以外の完成車メーカーへの部品販売の増大による調達・生産コストの低減

本統合会社においては、機械部品等のコンベンショナルな技術から電動化・情報技術まで幅広い領域における業界最先端の技術を基に、完成車メーカーとの包括的な開発体制を構築することが可能となり、世界的メガサプライヤーの一角として、本田技研工業以外の完成車メーカーに対する販売の拡大が可能となります。これによる部品生産量の増大に伴い、規模の効果による調達・生産コストの低減が可能となり、国際的な競争優位に基づく優れた収益力と競争力の実現を見込んでおります。

なお、当社は、2016年4月より、Veoneer, Inc. (以下「Veoneer」といいます。)を合併パートナーとして、四輪車用のブレーキ・コントロール(メカトロ)システム及びブレーキ・アプライ(パネ上)システム並びにそれらに関する部品の開発、設計、製造及び販売に関する合併事業(以下「NBS事業」といいます。)を営んでまいりました。そのような中、当社及びVeoneerは、2019年6月に、NBS事業における北米ビジネスのさらなる成長について協議を重ねた結果、NBS事業における北米ビジネスに関する両社の事業戦略の最適化のため、NBS事業のアメリカ合併会社であるVEONEER NISSIN BRAKE SYSTEMS AMERICA LLC(以下「VNBA」といいます。)については、当社が所有するVNBAの全株式(発行済株式総数の49.0%)を、NBS事業における北米ビジネスを主導するVeoneerの完全子会社であるVeoneer Roadscape Automotive, Inc.に譲渡しております。

他方、NBS事業の日本合併会社であるヴィオニア日信ブレーキシステムジャパン株式会社(2020年2月3日に「日信ブレーキシステムズ株式会社」へ商号を変更。以下「NBSJ」といいます。)及び中国合併会社であるVEONEER NISSIN BRAKE SYSTEMS (ZHONGSHAN) CO., LTD. (2020年2月3日に「NISSIN BRAKE SYSTEMS ZHONGSHAN CO., LTD.(中山日信制動器系統有限公司)」へ商号を変更。以下「NBSZ」といいます。)は、四輪車用の回生ブレーキを主力製品としております。回生ブレーキは、制動を行う際に発電機を回して、運動エネルギーを電気エネルギーへ変換し、バッテリーへ蓄電を行うものであり、電気自動車やハイブリッド車に採用され、車両の燃費向上とともに温室効果ガスを規定値以下に抑えるという役割を果たします。近年、排気ガス及び燃費に対する厳しい環境規制や、長距離航続可能な電気自動車、ハイブリッド車に対する需要の高まりを受け、回生ブレーキの市場規模は今後も拡大していくこと

が見込まれております。

かかる状況下、本田技研工業は、NBSJ及びNBSZから回生ブレーキの供給を受けていることもあり、当社及び本田技研工業にて、当社を含む本田技研工業グループ全体としての企業価値向上の観点から慎重に検討を重ねた結果、NBS事業における当社とVeoneerとの合併を解消し、Veoneerの完全子会社であるVeoneer ABが所有するNBSJ及びNBSZの全株式を、当社及び本田技研工業にて共同で取得することが適当と判断いたしました。そして、Veoneer ABが所有するNBSJの全株式（発行済株式総数の51.0%）及びNBSZの全株式（発行済株式総数の51.0%）につき、当社がNBSJ及びNBSZの発行済株式総数のそれぞれ25.0%を、本田技研工業がNBSJ及びNBSZの発行済株式総数のそれぞれ26.0%を譲受けることについて、当社、本田技研工業及びVeoneer AB間にて2019年10月30日付で株式譲渡契約を締結しておりましたが、2020年2月3日にVeoneer ABが所有するNBSJ及びNBSZの全株式を当社と本田技研工業が共同で取得いたしました。詳細については、2019年10月30日付プレスリリース「合併会社（持分法適用関連会社）の合併解消と株式取得（子会社化）に関するお知らせ」及び2020年1月31日付プレスリリース「合併会社の株式譲渡実行日に関するお知らせ」をご参照ください。

また、当社は、本田技研工業との間で、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格について複数回に亘る協議・交渉を行ってまいりました。上記協議・交渉の中で、当社は2019年10月4日に、本田技研工業から本公開買付け価格につき1株当たり1,790円という提案を受領いたしました。当社は、この提案につき、当社の過去の株価推移や過去の非公開化を目的とした公開買付けにおけるプレミアム水準、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーからの助言に基づく当社株式の株式価値に係る試算結果の内容等を参考にした結果、本公開買付け価格をより引き上げることが望ましいと判断し、本公開買付け価格の再検討を本田技研工業に要請いたしました。その後も当社は、2019年10月9日、2019年10月22日、2019年10月23日、2019年10月24日及び2019年10月28日に本田技研工業との間で協議・交渉を行った結果、本公開買付け価格を1株当たり2,250円とすることで合意に至りました。上記協議・交渉の中で、当社はデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーからの助言を踏まえ、特別委員会とも協議を行った上で、慎重に検討し判断した結果、本公開買付け価格は当社の株主の皆様に対して合理的なプレミアムを付しているとは判断するに至りました。具体的には、（ ）本公開買付け価格が、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3)算定に関する事項」の「算定の概要」に記載のとおり、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーによる算定結果のうち、市場株価法による算定結果の範囲を上回っており、また、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の算定結果の範囲内にあること、（ ）本公開買付け価格が、東京証券取引所市場第一部における、本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である2019年10月29日の当社株式の終値1,793円に対して25.49%（小数点以下第三位を四捨五入しております。プレミアムの数値（%）の計算について以下同じです。）同日までの過去1ヶ月間（2019年9月30日から2019年10月29日まで）の終値単純平均値1,572円（小数点以下を四捨五入しております。終値単純平均値の計算について以下同じです。）に対して43.13%、同日までの過去3ヶ月間（2019年7月30日から2019年10月29日まで）の終値単純平均値1,466円に対して53.48%、同日までの過去6ヶ月間（2019年5月7日から2019年10月29日まで）の終値単純平均値1,458円に対して54.32%のプレミアムが加算されており、完全子会社化を目的とした他の公開買付けの事例におけるプレミアム水準との比較においても相応のプレミアムが付されていると考えられること、（ ）本公開買付け価格の決定に際しては、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6)本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付け価格の公正性を担保するための措置が採られており、少数株主への配慮がなされていると認められること、（ ）本公開買付け価格が、上記利益相反を解消するための措置が採られた上で、当社と本田技研工業の間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が行われた結果として提案された価格であること等を踏まえ、当社取

締役会は、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して、相当なプレミアムを付した価格での合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

以上により、当社は、2019年10月30日開催の取締役会において、取締役8名全員で審議を行い、その全員の一致により、2019年10月30日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。上記取締役会には当社の監査役4名全員が出席し、当社取締役会が、上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

また、本田技研工業によれば、本公開買付けは、本前提条件（下記（注3）において定義します。）が充足された場合、速やかに開始することを予定していたとのことですが、各国の競争当局の企業結合に関する届出許可等、各国の関係当局の許認可等が得られるために必要な期間を正確に予想することは困難とのことであるため、上記取締役会において、本公開買付けが開始される際に、当社が設置した特別委員会に対して、特別委員会が2019年10月29日付答申書の内容に変更がないか否かを検討し、当社取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及びかかる意見を踏まえて、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議いたしました。

（注3）本田技研工業は、2019年10月30日開催の本田技研工業の取締役会において、本基本契約に基づき、本統合に向けた一連の取引の一環として、当社株式の全て（但し、本田技研工業が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当社を本田技研工業の完全子会社とするために、各国の競争当局の企業結合に関する届出許可等、各国の関係当局の許認可等が得られること、当社が、本基本契約に基づき、本公開買付けの賛同及び応募推奨に関する決議を実施し、その公表を行っており、かつ本基本契約締結日から本田技研工業が本公開買付けの開始を決定する日までの間、当該決議を変更せず、それと矛盾する内容の取締役会決議を行っていないこと等の一定の前提条件（以下「本前提条件」といいます。）が充足された場合に、当社株式を対象とする本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

その後、本田技研工業によれば、2020年7月30日時点で本公開買付けの開始に向けて取得が必要となる国内外の競争法に基づく手続及び対応が完了する見込みが立ったため、本田技研工業は、当社に対して、当該手続及び対応が2020年8月14日までに完了することを条件に、2020年8月18日に公開買付けの開始を決定することに向けた準備を開始するよう要請したとのことです。もっとも、2020年8月14日時点でタイの競争法に基づく手続及び対応が完了していなかったため、本田技研工業は、同日付で、当社に対して、本公開買付けの開始を2020年8月18日に決定しない旨を通知したとのことです。その後、2020年8月26日をもって本公開買付けの開始に向けて取得が必要となる国内外の競争法に基づく手続及び対応が全て完了したため、本田技研工業は、2020年8月27日、その他の本前提条件が充足されることを前提に2020年9月2日を公開買付けの開始日（以下「公開買付開始日」といいます。）として本公開買付けを開始したい旨を当社に対して連絡したとのことです。当社は、上記の国内外の競争法に基づく手続及び対応の進捗状況を踏まえて、2020年8月4日、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（6）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、当社が設置した特別委員会に対して、2019年10月29日付答申書の内容に変更がないか否かを検討し、当社取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問いたしました。

特別委員会は、当社に対して、2019年10月30日以後、本取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化が発生しているか否かに関する事実関係の確認等を行い、上記諮問事項について検討を行った結果、2019年10月30日以後、2020年8月31日までの事情を勘案しても2019年10月29日付答申書の内容を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2020年8月31日に、委員全員一致の決議により、当社取締役会に対して、上記意見に変更がない旨の2020年

8月31日付の答申書（以下「2020年8月31日付答申書」といいます。）を提出いたしました。このような中、今般、本前提条件がいずれも充足され本公開買付けを開始する条件が整ったことを確認したため、本田技研工業は、2020年9月1日、本公開買付けを開始することを決定したとのことです。これに対して、当社は、特別委員会から提出された2020年8月31日付答申書の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討を行った結果、当社としても、2019年10月30日以後、2020年9月1日までの間に、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響その他の当社の業況や本取引を取り巻く環境に、本公開買付けに関する諸条件の見直しが必要となるような重大な変更が見られないこと、また、当社の株式価値算定に重要な影響を及ぼす事由が生じていないことを確認し、2020年9月1日現在においても、2019年10月30日時点における本公開買付けに関する判断を変更する要因はないと判断いたしました。

以上により、当社は、2020年9月1日開催の取締役会において、取締役6名全員で審議を行い、その全員の一致により、改めて、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

その後、当社は、2020年10月16日、本田技研工業より、本公開買付けの結果について、当社株式37,457,221株の応募があり、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、2020年10月22日（本公開買付けの決済の開始日）付で、本田技研工業の有する当社株式の議決権所有割合は92.44%となり、本田技研工業は当社の特別支配株主に該当することとなりました。

このような経緯を経て、当社は、本田技研工業より、本日付で、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5)いわゆる二段階買収に関する事項」に記載のとおり、本基本契約に基づき、本統合に向けた一連の取引の一環として本株式売渡請求をする旨の通知を受けました。

そして、当社は、かかる通知を受け、本株式売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、当社は、本日開催の取締役会において、()本株式売渡請求は、本基本契約に基づき、本統合に向けた一連の取引の一環として行われるものであり、上記のとおり、当社は、2019年10月30日及び2020年9月1日開催の取締役会において、本田技研工業の完全子会社となること及び本統合を実現することにより、当社を含む本田技研工業グループとして、事業の競争力及び収益基盤のさらなる強化が見込まれ、企業価値向上が可能になるものと判断しており、当該判断を変更すべき事情は特段生じていないこと、()本株式売渡対価は、本公開買付価格と同一の価格に設定されているところ、本公開買付価格の決定に際しては、2019年10月29日付答申書及び2020年8月31日付答申書を取得する等、本取引の公正性を担保するための措置が講じられていること等に鑑みれば、本売渡株主にとって合理的な価格であり、本売渡株主の利益を害することのないよう十分留意されていると考えられること、()本田技研工業の本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として提出された2020年8月31日時点の本田技研工業の残高証明書を確認した結果、本田技研工業は本株式売渡対価のための資金に相当する銀行預金を有していること、また、本田技研工業によれば、同日以降、本株式売渡対価の支払に影響を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も現在認識されていないことから、本田技研工業による本株式売渡対価の交付の見込みがあると考えられること、()本株式売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められず、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、()公開買付開始日以降本日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと、がそれぞれ認められると判断し、本田技研工業からの通知のとおり、本株式売渡請求を承認することを決議いたしました。上記取締役会には当社の監査役4名全員が出席し、当社取締役会が、上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社の取締役のうち、川口泰氏は2018年3月まで、佐藤一也氏は2013年3月まで、山中愛治氏は2018年3月まで本田技研工業の従業員でしたが、3名はいずれもその時点で当社に転籍しており、本田技研工業の役職員を兼務している状況ではなく、また当社の経営者として本田技研工業から指示等を受けるような立場にもないことから、2019年10月30日時点、2020年9月1日時点及び本日時点において、当社と利益が相反し、又は利益が相反する

おそれがある事情はございません。

以上のとおり、当社は、本公開買付価格と同一の価格に設定されている本株式売渡対価の総額その他の上記「２．会社法第 179 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項（会社法第 179 条の 5 第 1 項第 2 号）」の「（２）本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 3 号）」についての定めは相当であると判断しております。

（２）本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項

本株式売渡請求は、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として、本株式売渡対価を本公開買付価格と同一の価格に設定して行われるものであり、本意見表明プレスリリースの「３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（６）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社及び本田技研工業は、本公開買付価格の公正性を担保しつつ、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反を回避する観点から、それぞれ以下のような措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち、本田技研工業において実施した措置については、本田技研工業から受けた説明に基づくものです。

なお、本田技研工業は、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（Majority of Minority）」の応募を本公開買付け成立の条件とはしておりませんが、下記 から までの措置を通じて、当社の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えているとのことです。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定報告書の取得

当社は、本田技研工業から提示された本公開買付価格に関する当社における意思決定過程の恣意性を排除し、本公開買付価格の公正性を担保するために、本田技研工業、本対象３社、日立オートモティブシステムズ及び日立製作所から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーであるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーに対し、当社株式の株式価値の算定を依頼し、2019 年 10 月 29 日付で本株式価値算定報告書を取得いたしました。デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーは、本田技研工業、本対象３社、日立オートモティブシステムズ及び日立製作所の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本統合に関して、重要な利害関係を有していません。

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーは、当社からの依頼に基づき、当社の事業の現状、将来の事業計画等の開示を受けるとともに、それらに関する説明を受け、それらの情報を踏まえて当社株式の株式価値を算定しております。なお、当社は、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーから、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していません。本株式価値算定報告書の概要は、以下のとおりです。

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーは、複数の株式価値算定手法の中から、当社株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの判断に基づき、当社株式が東京証券取引所市場第一部に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、当社と比較的類似する事業を手がける上場会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、将来の事業活動の状況を算定に反映するため DCF 法を算定手法として用いて、当社株式の株式価値を算定いたしました。当該各手法を用いて算定された当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲は、以下のとおりです。

市場株価法	: 1,458 円 ~ 1,793 円
類似会社比較法	: 1,959 円 ~ 2,457 円
DCF 法	: 1,987 円 ~ 2,492 円

市場株価法では、本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である 2019 年 10 月 29 日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社の株式の基準日終値 1,793 円、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 1,572 円、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 1,466 円及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 1,458 円を基に、当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 1,458 円～1,793 円と分析しております。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を手がける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の事業価値を分析し、その事業価値に V e o n e e r A B より N B S J 株式及び N B S Z 株式を取得する取引 (2019 年 10 月 29 日付の為替レートに基づく金額として、当社における取得価額合計 9,403 百万円) に伴う影響を考慮した上で、当社株式の株式価値を分析しております。その結果、当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 1,959 円～2,457 円と分析しております。

D C F 法では、当社が作成した 2020 年 3 月期から 2023 年 3 月期までの事業計画を前提として、当社が 2020 年 3 月期第 3 四半期以降生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いたものに、V e o n e e r A B より N B S J 株式及び N B S Z 株式を取得する取引 (2019 年 10 月 29 日付の為替レートに基づく金額として、当社における取得価額合計 9,403 百万円) に伴う影響を考慮した上で、当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 1,987 円～2,492 円と分析しております。なお、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーが D C F 法による分析に用いた当社作成の事業計画においては、大幅な増減益は見込んでおりません。また、本公開買付けを含む本統合の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、当該算定時点において見積もることが困難であるため、当該事業計画には加味しておりません。

本田技研工業における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

2020 年 9 月 1 日付で本田技研工業が公表した「日立オートモティブシステムズ株式会社、株式会社ケーヒン (証券コード 7251)、株式会社ショーワ (証券コード 7274) 及び日信工業株式会社 (証券コード 7230) の経営統合に伴う日信工業株式会社の完全子会社化のための公開買付けの開始に関するお知らせ」によれば、本田技研工業は、本公開買付け価格の公正性を担保するため、本公開買付け価格を決定するにあたり、本田技研工業、本対象 3 社、日立オートモティブシステムズ及び日立製作所から独立した第三者算定機関として、ファイナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社 (以下「野村證券」といいます。) に対し、当社株式の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、野村證券は、本田技研工業、本対象 3 社、日立オートモティブシステムズ及び日立製作所の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本統合に関して重要な利害関係を有していないとのことです。

野村證券は、複数の株式価値算定手法の中から、当社株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの判断に基づき、当社株式が東京証券取引所市場第一部に上場していることから市場株価平均法を、当社と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による当社株式の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、将来の事業活動の状況を算定に反映するために D C F 法を算定手法として用いて、当社株式の株式価値の算定を行ったとのことです。本田技研工業は、野村證券から、2019 年 10 月 29 日付で株式価値算定書 (以下「本公開買付け者株式価値算定書」といいます。) を取得したとのことです。なお、本田技研工業は、本公開買付け価格の公正性に関する評価 (フェアネス・オピニオン) を取得していないとのことです。

野村證券による当社株式の 1 株当たり株式価値の算定結果は以下のとおりとのことです。

市場株価平均法	: 1,458 円～1,793 円
類似会社比較法	: 732 円～1,159 円
D C F 法	: 1,945 円～2,568 円

市場株価平均法では、本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である 2019 年 10 月 29 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社株式の基準日終値 1,793 円、直近 5 営業日の終値単純平均値 1,715 円、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 1,572 円、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 1,466 円、及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 1,458 円を基に、当社株式の 1 株当たり株式価値の範囲を 1,458 円から 1,793 円までと算定しているとのことです。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社株式の株式価値を算定し、当社株式の 1 株当たり株式価値の範囲を 732 円から 1,159 円までと算定しているとのことです。

D C F 法では、当社の 2020 年 3 月期から 2023 年 3 月期までの 4 期分の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、2020 年 3 月期以降に当社が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を算定し、当社株式の 1 株当たり株式価値の範囲を 1,945 円から 2,568 円までと算定しているとのことです。なお、D C F 法において前提とした事業計画においては、大幅な増減益を見込んでいないとのことです。また、本公開買付けを含む本統合の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、2019 年 10 月 29 日時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、反映していないとのことです。

本田技研工業は、野村證券から取得した本公開買付者株式価値算定書の算定結果に加え、本田技研工業において実施した当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、過去に行われた本公開買付けと同種の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例（完全子会社化を前提とした公開買付けの事例）において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、当社との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に 2019 年 10 月 30 日開催の本田技研工業の取締役会の決議によって、本公開買付価格を 1 株当たり 2,250 円と決定したとのことです。また、本公開買付けの開始予定の公表日である 2019 年 10 月 30 日以降、2020 年 9 月 1 日までの間の新型コロナウイルス感染症（C O V I D - 19）の影響その他の当社の業況や本公開買付けを取り巻く環境等を勘案したとのことですが、本公開買付価格を変更すべき事情は見当たらないと考えているとのことです。

なお、本公開買付価格である 1 株当たり 2,250 円は、本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である 2019 年 10 月 29 日の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値 1,793 円に対して 25.49%、2019 年 10 月 29 日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 1,572 円に対して 43.13%、2019 年 10 月 29 日までの直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 1,466 円に対して 53.48%、2019 年 10 月 29 日までの直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 1,458 円に対して 54.32%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であるとのことです。

また、本公開買付価格である 1 株当たり 2,250 円は、本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である 2020 年 8 月 31 日の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値 2,231 円に対して 0.85%、2020 年 8 月 31 日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 2,219 円に対して 1.40%、2020 年 8 月 31 日までの直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 2,206 円に対して 1.99%、2020 年 8 月 31 日までの直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 2,203 円に対して 2.13%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であるとのことです。

(注) 野村證券は、当社株式の株式価値の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っていないとのことです。当社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。当社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当社の経営陣により 2019 年 10 月 29 日時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としているとのこ

とです。野村證券の算定は、2019年10月29日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものとのことです。なお、野村證券の算定は、本田技研工業の取締役会が当社株式の株式価値を検討するための参考に資することを唯一の目的としているとのことです。

当社における特別委員会の設置及び答申書の取得

当社は、本取引に係る当社の意思決定の恣意性を排除し、意思決定の過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、2019年7月24日に、本田技研工業、本対象3社、日立オートモティブシステムズ及び日立製作所から独立した外部の有識者である高橋明人氏（弁護士、高橋・片山法律事務所）及び寺田芳彦氏（公認会計士、トラスティーズ・コンサルティングLLP）並びに当社の社外取締役・独立役員である福井政隆氏及び田口公明氏の4名から構成される特別委員会を設置することを決議しております。なお、特別委員会の委員は設置当初から変更しておりません。

当社は、特別委員会に対し、（ ）本取引は、当社の企業価値向上に資するものであって、その目的は合理的なものと考えられるか、（ ）本取引において、公正な手続を通じて、当社の少数株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられるか、（ ）本取引の条件は妥当であると考えられるか、（ ）上記（ ）乃至（ ）を考慮すれば、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられるか、（ ）本取引が本公開買付けにより実施される場合、上記（ ）乃至（ ）を踏まえれば、当社取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明し、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは相当と考えられるか（総称して、以下「本諮問事項」といいます。）を諮問し、これらの点について答申書を当社取締役会に提出することを囑託いたしました。

特別委員会は、2019年7月29日から2019年10月24日までの間に合計8回開催され、本諮問事項についての協議及び検討が慎重に行われました。具体的には、特別委員会は、かかる検討にあたり、当社から、本取引の提案を受けた経緯、本取引の目的、当社の事業の状況及び今後の見通し、本取引が当社の事業計画に影響を与え得る諸要因の具体的な内容、本田技研工業によるこれまでの当社に対する経営関与の状況、本取引の条件等に関する交渉の状況及び事業計画等についての説明を受け、質疑応答を行いました。次に、本田技研工業から、本取引を提案するに至った経緯、本取引の目的、背景及び必要性、事業の概要、当社への経営関与の状況及び本取引後に予定している事業の展開について説明を受け、質疑応答を行いました。特別委員会は、当社から、当社と本田技研工業との間における本取引にかかる協議・交渉の状況につき報告を受けており、さらに、特別委員会はデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーより、当社株式の株式価値算定に関する説明を受け、これに関する質疑応答を行いました。その際、V e o n e e r A BよりN B S J株式及びN B S Z株式を取得する取引（当社における取引価額9,403百万円）を考慮した上で、当社株式の株式価値を算定しているとの説明をデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーより受けております。加えて、特別委員会は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所より、本取引の手続面における公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置の内容について説明を受け、これに関する質疑応答を行いました。

特別委員会は、かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2019年10月29日、委員全員一致の決議により、当社取締役会に対し、以下の内容の2019年10月29日付答申書を提出いたしました。

（ ）本取引は、当社の企業価値向上に資するものであって、その目的は合理的なものと考えられるか

当社から説明を受けた「(a) 本取引の目的及び必要性・背景事情」、並びに「(b) 本公開買付けを経て行われる本取引のメリット」について、当社の現在の事業内容及び経営状況を前提とした具体的なものであり、当社の属する業界及び市場の環境として一般に説明されている内容とも整合すること、さらに当社における将来の競争力強化に向けて現実的なものであると考えられること、当社と本田技研工業との間で、当社の属する市場環境や将来における動向予想等も踏ま

えて本取引の必要性及びメリットの検討を行っていること、当社から説明を受けた当社の今後の事業見通し及び成長見通し並びに本取引後に実施を検討している施策等について、当社の事業内容及び経営状況を前提とした上で、本田技研工業の経営方針をも踏まえたものといえ、いずれも不合理なものとは認められない。そして、上記「(a) 本取引の目的及び必要性・背景事情」、並びに上記「(b) 本公開買付けを経て行われる本取引のメリット」について、特に本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおりであり、当社を取り巻く経営環境、当社が直面する課題、本田技研工業の完全子会社となること及び本統合を実現することにより、当社単独では対応が困難な課題に対しても、柔軟かつ迅速な意思決定に基づく対応が可能となり、シナジー効果の発現をより実効的に実現できることも踏まえて、本取引は、当社の企業価値向上に資するものであって、その目的は合理的なものと考えられる。

- () 本取引において、公正な手続を通じて、当社の少数株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられるか

当社は、本取引への対応を検討するにあたり、本公開買付けの条件とりわけ本公開買付価格の公正性を確保すべく、当社株式に係る株式価値の算定を、当社及び本田技研工業のいずれからも独立した第三者算定機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーへ依頼した上で、本株式価値算定報告書を取得していること、本取引に関する法的助言を得るべく、当社及び本田技研工業のいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任していること、今般の本完全子会社化取引を含む本取引は、当社を持分法適用関連会社としている本田技研工業との間で実施されるものであるところ、状況次第では相対的な利益相反性が生じる可能性もあるところ、当社においては、上記の体制の下、本取引についてより慎重に条件の妥当性・公正性を担保する必要がある旨を認識して、当社から本田技研工業に対して協議過程の早い段階から少数株主の利益に十分配慮した取引条件を要請してきたといえること、その上で、条件の妥当性及び公正性並びに現実性といった事情について、当社において全般的な検証を重ねた上で、本田技研工業との協議を経て本公開買付けにおける公開買付価格に関して、今般取締役会決議が予定されている価格についての最終的な調整が進められたこと、その後、最終的に当社及び本田技研工業間で本公開買付価格を含む本取引の条件について合意するに至り、当社において、当該合意された価格をもって、取締役会で決議を予定している本公開買付価格となったこと、さらに、いわゆる二段階買収等に関しても、早期かつ詳細な開示及び説明により、当社株主の適切な判断機会の確保に努めているといえること、利害関係を有する当社取締役の有無の検討、より具体的には当社取締役が本取引の検討に加わることの当否、また今後開催される本取引に関する取締役会の審議及び決議へ参加することの当否等についても検討するなど、意思決定過程における恣意性の排除に努めているといえること、本公開買付けにおいては、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「 本公開買付けの概要」に記載のとおりの内容の買付予定数の下限が設定される予定であるが、当該下限の設定により、本公開買付けへの応募が少ない場合には、本公開買付けを通じた当社株式の買付け等が行われないことになり、当社の一般株主・少数株主の意向を可能な限り尊重するものといえること、本完全子会社化取引の条件の公正性の担保に向けた客観的状況の確保等の諸点について、具体的な対応が行われているものと考えられ、公正な手続を通じた当社株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられることから、本取引において、公正な手続を通じて、当社の少数株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられる。

- () 本取引の条件は妥当であると考えられるか

当社において、本取引の条件、とりわけ本公開買付けにおける当社株式に係る公開買付価格の公正性・妥当性を確保するために、その検討及び判断に際して、当社株式の株式価値の算定のための独立の第三者算定機関を選任し、当該第三者算定機関から本株式価値算定報告書を取得した上で、本株式価値算定報告書を参考としていること、本株式価値算定報告書の結論に至る計算過程について、その算定手法は現在の実務に照らして一般的、合理的な手法であると考えられること、上記算定の内容についても現在の実務に照らして妥当なものであると考えられること、これらを踏まえ、本株式価値算定報告書について、特段不合理な点あるいは著しい問題などは認められないと考えられること、本株式価値算定報告書を基礎として当社においても本取引の必要性及びメリット、当社の今後の事業への影響といった事情等を全般的に考慮した上で、本公開買付価格の検討を行ってきたといえること、経験豊富なファイナンシャル・アドバイザー（第三者算定機関）を起用し、本公開買付価格を含む本取引全般の条件交渉を実施したといえること、当社取締役会において最終的に決議を予定している本公開買付価格について、相応のプレミアムが付された価格であるといえること、これらの当社における対応は、本公開買付けを含む本取引の条件とりわけ本公開買付価格の公正性・妥当性を確保し、またこれらに関する当社の判断及び意思決定について、その過程から恣意性を排除するための方法として合理性・相当性を有するものと考えられること、さらに、当社からの説明によれば、本完全子会社化取引の条件に関しても、今後特段の事情が無い限り、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定、決定する予定であること、本完全子会社化取引は、本公開買付けの後、本公開買付けに続く手続として行われることが予定されているもの（いわゆる二段階買収としての手続）であり、時間的に近接した両手続における取引条件が同一のものとなるようにすることは合理的と考えられることから、本公開買付けにおける買付け等の価格を含む本取引の条件は妥当であると考えられる。

- () 上記()乃至()を考慮すれば、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられるか

上記()乃至()までにおいて検討した諸事項以外の点に関して、特別委員会において、本公開買付けを含む本取引が当社の少数株主にとって不利益なものであると考える事情は現時点において特段見当たらず、従って本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

- () 本取引が本公開買付けにより実施される場合、上記()乃至()を踏まえれば、当社取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明し、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは相当と考えられるか

上記のとおり、() 本取引は、当社の企業価値向上に資するものであって、その目的は合理的なものであること、() 本取引において、公正な手続を通じて、当社の少数株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられること、() 本取引の条件は妥当であると考えられること、() 上記()乃至()を考慮すれば、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられることからすると、当社取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明し、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは相当と考えられ、これに反する事情は現時点において特段見当たらない。

その後、本田技研工業によれば、2020年7月30日時点で本公開買付けの開始に向けて取得が必要となる国内外の競争法に基づく手続及び対応が完了する見込みが立ったため、本田技研工業は、当社に対して、当該手続及び対応が2020年8月14日までに完了することを条件に、2020年8月18日に公開買付けの開始を決定することに向けた準備を開始するよう要請したとのことです。もっとも、2020年8月14日時点でタイの競争法に基づく手続及び対応が完了していなかったため、本田技研工業は、同日付で、当社に対して、本

公開買付けの開始を 2020 年 8 月 18 日に決定しない旨を通知したとのことです。その後、2020 年 8 月 26 日をもって本公開買付けの開始に向けて取得が必要となる国内外の競争法に基づく手続及び対応が全て完了したため、本田技研工業は、2020 年 8 月 27 日、その他の本前提条件が充足されることを前提に 2020 年 9 月 2 日を公開買付開始日として本公開買付けを開始したい旨を当社に対して連絡したとのことです。当社は、上記の国内外の競争法に基づく手続及び対応の進捗状況を踏まえて、2020 年 8 月 4 日、当社が設置した特別委員会に対して、2019 年 10 月 29 日付答申書の内容に変更がないか否かを検討し、当社取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問いたしました。

特別委員会は、当社に対して、2019 年 10 月 30 日以後、本取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化が発生しているか否かに関する事実関係の確認等を行い、上記諮問事項について検討を行った結果、2019 年 10 月 30 日以後、2020 年 8 月 31 日までの事情を勘案しても 2019 年 10 月 29 日付答申書の内容を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2020 年 8 月 31 日に、委員全員一致の決議により、当社取締役会に対して、上記意見に変更がない旨の 2020 年 8 月 31 日付答申書を提出いたしました。

当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本取引に係る意思決定過程の公正性及び適正性を確保するため、本田技研工業、本対象 3 社、日立オートモティブシステムズ及び日立製作所から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、同法律事務所から、本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他の本取引に関する意思決定にあたっての留意点について、必要な法的助言を受けております。

なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、本田技研工業、本対象 3 社、日立オートモティブシステムズ及び日立製作所の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本統合に関して、重要な利害関係を有しておりません。

当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

当社取締役会は、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーから取得した本株式価値算定報告書及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの法的助言を踏まえて、特別委員会から取得した 2019 年 10 月 29 日付答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引の一連の手続及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議及び検討いたしました。

その上で、当社取締役会が、当社を取り巻く厳しい事業環境の中で、当社がさらなる企業価値向上を実現するためには、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の施策を実施することにより、本田技研工業グループとの強固な連携を実現し、当社の経営にとって必要な諸施策を実現に移すことを容易にするだけでなく、上場会社としての独立性及び自主性を維持するという観点から実現することが難しい、本田技研工業グループとの間の経営資源及びノウハウ等の相互活用を可能とすることが必要であるとの結論に至ったことから、本取引を含む本統合は当社の企業価値の向上に資するものであると判断いたしました。

また、() 本公開買付価格が、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「算定の概要」に記載のとおり、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーによる算定結果のうち、市場株価法による算定結果の範囲を上回っており、また、類似会社比較法及び DCF 法の算定結果の範囲内にあること、() 本公開買付価格が、東京証券取引所市場第一部における、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である 2019 年 10 月 29 日の当社株式の終値 1,793 円に対して 25.49%、同日までの過去 1 ヶ月間 (2019 年 9 月 30 日から 2019 年 10 月 29 日まで) の終値単純平均値 1,572 円に対して 43.13%、同日までの過去 3 ヶ月間 (2019 年 7 月 30 日から 2019 年 10 月 29 日まで) の終値単純平均値

1,466 円に対して 53.48%、同日までの過去 6 ヶ月間（2019 年 5 月 7 日から 2019 年 10 月 29 日まで）の終値単純平均値 1,458 円に対して 54.32%のプレミアムが加算されており、完全子会社化を目的とした他の公開買付けの事例におけるプレミアム水準との比較においても相応のプレミアムが付されていると考えられること、（ ）本公開買付けの決定に際しては、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6)本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られており、少数株主への配慮がなされていると認められること、（ ）本公開買付けが、上記利益相反を解消するための措置が採られた上で、当社と本田技研工業の間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が行われた結果として提案された価格であること等を踏まえ、当社取締役会は、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して、相当なプレミアムを付した価格での合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

以上により、当社は、2019 年 10 月 30 日開催の取締役会において、取締役 8 名全員で審議を行い、その全員の一致により、2019 年 10 月 30 日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。上記取締役会には当社の監査役 4 名全員が出席し、当社取締役会が、上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

その後、本田技研工業によれば、2020 年 7 月 30 日時点で本公開買付けの開始に向けて取得が必要となる国内外の競争法に基づく手続及び対応が完了する見込みが立ったため、本田技研工業は、当社に対して、当該手続及び対応が 2020 年 8 月 14 日までに完了することを条件に、2020 年 8 月 18 日に公開買付けの開始を決定することに向けた準備を開始するよう要請したとのことです。もっとも、2020 年 8 月 14 日時点でタイの競争法に基づく手続及び対応が完了していなかったため、本田技研工業は、同日付で、当社に対して、本公開買付けの開始を 2020 年 8 月 18 日に決定しない旨を通知したとのことです。その後、2020 年 8 月 26 日をもって本公開買付けの開始に向けて取得が必要となる国内外の競争法に基づく手続及び対応が全て完了したため、本田技研工業は、2020 年 8 月 27 日、その他の本前提条件が充足されることを前提に 2020 年 9 月 2 日を公開買付け開始日として本公開買付けを開始したい旨を当社に対して連絡したとのことです。当社は、2020 年 9 月 1 日、特別委員会から提出された 2020 年 8 月 31 日付答申書の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討を行った結果、当社としても、2019 年 10 月 30 日以後、2020 年 9 月 1 日までの間に、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響その他の当社の業況や本取引を取り巻く環境に、本公開買付けに関する諸条件の見直しが必要となるような重大な変更が見られないこと、また、当社の株式価値算定に重要な影響を及ぼす事由が生じていないことを確認し、2020 年 9 月 1 日現在においても、2019 年 10 月 30 日時点における本公開買付けに関する判断を変更する要因はないと判断し、2020 年 9 月 1 日開催の取締役会において、取締役 6 名全員で審議を行い、その全員の一致により、改めて、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。上記取締役会には当社の監査役 4 名全員が出席し、当社取締役会が、上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社の取締役のうち、川口泰氏は 2018 年 3 月まで、佐藤一也氏は 2013 年 3 月まで、山中愛治氏は 2018 年 3 月まで本田技研工業の従業員でしたが、3 名はいずれもその時点で当社に転籍しており、本田技研工業の役職員を兼務している状況ではなく、また当社の経営者として本田技研工業から指示等を受けるような立場にもないことから、2019 年 10 月 30 日時点及び 2020 年 9 月 1 日時点において、当社と利益が相反し、又は利益が相反するおそれがある事情はございません。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

本田技研工業は、本公開買付け開始予定の公表から開始までに相応の期間が経過していることから、本田技研工業以外の者による当社株式に対する買付け等の機会は確保さ

れているものと考えているとのことです。

また、本田技研工業は、当社の株主の皆様にも本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について本田技研工業以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付けの適正性を担保することを意図して、本公開買付けの買付け等の期間を法令に定められた最短期間である 20 営業日より長期の 30 営業日に設定しているとのことです。

さらに、当社は、本田技研工業との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者と接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。

4．本株式売渡対価の支払のための資金を確保する方法についての定め、の相当性その他の本株式売渡対価の交付の見込みに関する事項（会社法第 179 条の 5 第 1 項第 4 号、会社法施行規則第 33 条の 7 第 2 号）

本田技研工業は、本株式売渡対価を、同社が保有する現預金により支払うことを予定しているところ、本田技研工業の本公開買付けに係る公開買付け届出書の添付書類として提出された 2020 年 8 月 31 日時点の本田技研工業の残高証明書を確認した結果、本田技研工業は本株式売渡対価のための資金に相当する銀行預金を有していること、また、本田技研工業によれば、同日以降、本株式売渡対価の支払に影響を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も現在認識されていないことから、本田技研工業による本株式売渡対価の交付の見込みがあると判断しております。

5．本株式売渡請求に係る取引条件についての定め、の相当性に関する事項（会社法第 179 条の 5 第 1 項第 4 号、会社法施行規則第 33 条の 7 第 3 号）

本株式売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付するものとします。但し、当該方法により本株式売渡対価の交付ができなかった本売渡株主については、当社の本店所在地にて、本田技研工業が指定した方法により、本株式売渡対価を交付するものとされているところ、上記の本株式売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると判断しております。

6．当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法第 179 条の 5 第 1 項第 4 号、会社法施行規則第 33 条の 7 第 4 号）

該当事項はありません。

以上